

民法（After 講義用問題）

危険負担について

- ① 甲は乙に対して、甲所有のマンションを代金 5000 万円で売却し、乙への所有権移転登記と同時に代金全額を受け取るという約束で乙に本件マンションを引き渡した。しかし乙に引き渡した 3 日後に本件マンションは隣家からの失火により全焼した。乙は甲に対し、代金全額を支払う義務がある。

- ② 甲は、自身の所有するマンションを乙に売却する契約を結び、代金の一部を受領した。本件売買契約締結後、乙がマンションについて引渡し及び所有権移転登記を受ける前に震災で全壊した。この場合、乙が甲に残代金を支払う必要があるかどうかは、乙に所有権が移転しているか否かによって結論付けられる。

- ③ A は B との間で、もし B がテニスの大会で優勝したら、A 所有の自転車を B に売却する旨の契約を締結した。B の試合中に不可抗力で自転車が一部損傷した場合、B が優勝したときには、A は B に代金を請求することができる。

- ④ 女優 A は、B と出演契約を結んだ。ところが後日、劇場が地震で全壊し出演できなかったため、A は C と新たに契約を結んで C の劇場に出演した。A は C に出演料を請求することができるが、B には請求することができない。

- ⑤ 甲は、乙からガラス窓を購入し配送してもらおう契約を締結した。しかしながら乙の配送中に第三者丙の過失により粉々に割れてしまった。仮に本件窓ガラスが不特定物であったと仮定すると、特定物に関する危険負担の債権者主義は適用されないため、債務者主義で処理することになる。

民法（After 講義用解答）

危険負担について

- ⑥ ○ 本件マンションの売買は、特定物に関する物権の移転を目的としているため、534条1項が適用される。結果、乙は甲に代金全額を支払う義務がある。
- ⑦ × 本件マンションの滅失について、建物引渡債務の債務者たる甲の過失なく、且つ契約締結後に生じたものであるから、乙の代金債権の存続は、危険負担の問題となる。危険負担に関する534条適用の有無は、条文上、特定物に関する物権の設定・移転を契約の目的とするか否かによって決するものとされ、所有権の移転は直接問題としていない。
- ⑧ ○ 停止条件付双務契約で条件成就未定の際に目的物が「損傷」した場合、債権者主義（534条）に戻る（535条2項）。
- ⑨ ○ 出演契約は特定物に関する物権の設定又は移転を目的としない双務契約であるため、債務者の責めに帰すべきでない不能についての危険は債務者が負担する（536条1項）。したがって、AのBに対する出演料債権は消滅する。また、A C間に契約が成立している以上、Aは、Cに請求できることに問題はない。
- ⑩ × 本問において、乙は持参債務（484条）を負っているにも関わらず、配送中にガラス窓が粉々に割れており、物の給付に必要な行為を完了したとはいえないため、特定は生じていない（401条2項）。したがって、乙の債務は履行不能とは言えず、そのもの危険負担の規定（536条1項）は適用されない。